

(別紙 1 - 1)
平成 15 年 12 月 21 日

日本道路公団 総 裁 殿

国土交通省 道路局長

料金收受業務における料金収受員の安全確保に係る措置の再徹底について

12月21日、東北自動車道浦和本線料金所において、ETCレーンを横断中の料金収受員が大型車に跳ねられ死亡する事故が発生した。

料金收受業務における安全確保の徹底については、料金収受員の死亡事故を受け、平成15年9月12日付け、道路局長通知において指示したところであるが、死亡事故が再発したことは極めて遺憾である。

今回の事故の状況報告によれば、収受員の行動は料金所における安全確保の意識に欠けるものと見なさざるを得ず、9月30日に報告された内容が達成されていないと考えられる。

このような事態の再発を未然に防止する観点から、料金收受業務における安全対策及び安全教育の再徹底を厳に図るとともに、下記の事項について本年中に報告されたい。

記

- (1) 今後の事故発生防止に向けた体制を構築するために必要となる安全対策・安全教育の計画に関し、
 - 料金所における安全対策の見直し
 - 収受員に対する安全教育の実施
 - 実施者、対象者、実施時期、具体的な内容について計画を策定すること。
 - なお、計画の実施状況は逐時報告されたい。
- (2) このような安全教育の不十分な料金収受会社に対する公団としての指導方針